

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	三洋工業株式会社
【英訳名】	SANYO INDUSTRIES, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山 岸 茂
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都墨田区太平二丁目9番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長山岸茂は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には、必ずしも対応しない場合があるため、その目的達成にとって絶対的なものではなく、合理的な範囲でその目的を達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価は、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として評価しております。

本評価においては、当社グループの連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行なった上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価をいたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行なった全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。当社グループにおいては、各社の事業やグループ会社間の利益率に大きな差異がないことから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高（連結会社間取引消去後）が適切であると判断し、売上高（連結会社間取引消去後）を重要な事業拠点の選定指標として用いています。なお、売上高（連結会社間取引消去後）を指標に判断した結果、当社を重要な事業拠点として選定し、連結子会社6社については、各社の連結売上高に占める割合が低いことを踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社全営業所及び全工場を評価範囲とし、企業の事業目的に大きく関わる売上高、売掛金及び契約資産並びに棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。売上高、売掛金及び契約資産並びに棚卸資産は企業の収益獲得活動そのものに関連する勘定科目であり、財務諸表を利用する一般投資家等の利害関係者が製造業の経営成績・財政状態等を判断するために重要と判断して着目する勘定科目であると判断いたしました。さらに、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして「減損会計計上」を追加しております。

評価の対象とした業務プロセスは、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る担当者への適切な質問、業務の観察、内部統制の記録保存書類の写しを入手し検証等を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、取締役社長山岸茂は、2026年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。